

福岡県公報

平成28年4月1日
第3781号

目次

告示 (第305号 - 第337号)

| | | |
|-----------------------------|---------|---|
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 2 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 3 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 3 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 3 |
| ○道路の供用の開始 | (道路維持課) | 4 |
| ○福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付金の債権回収業務の委託 | (児童家庭課) | 4 |
| ○土砂災害警戒区域の指定の解除 | (砂防課) | 4 |
| ○土砂災害特別警戒区域の指定の解除 | (砂防課) | 4 |
| ○土砂災害警戒区域の指定 | (砂防課) | 5 |
| ○土砂災害特別警戒区域の指定 | (砂防課) | 5 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 5 |
| ○道路の供用の開始 | (道路維持課) | 5 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 6 |
| ○道路の供用の開始 | (道路維持課) | 6 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 6 |
| ○道路の供用の開始 | (道路維持課) | 6 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 7 |
| ○道路の供用の開始 | (道路維持課) | 7 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 7 |
| ○道路の供用の開始 | (道路維持課) | 8 |

| | | |
|------------------------------------|-----------|----|
| ○福岡県の特産民芸品の指定 | (観光政策課) | 8 |
| ○福岡県の特産工芸品の指定 | (観光政策課) | 8 |
| ○生活保護法に基づく医療機関の指定 | (保護・援護課) | 8 |
| ○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更 | (保護・援護課) | 9 |
| ○生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止 | (保護・援護課) | 9 |
| ○生活保護法に基づく施術者の指定 | (保護・援護課) | 10 |
| ○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 | (保護・援護課) | 10 |
| ○生活保護法に基づく介護機関の指定 | (保護・援護課) | 11 |
| ○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更 | (保護・援護課) | 11 |
| ○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 | (保護・援護課) | 12 |
| ○副知事の担当区分 | (人事課) | 12 |
| ○生活保護法に基づく指定医療機関の指定の取消し | (保護・援護課) | 12 |
| ○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置の許可の申請の概要 | (環境保全課) | 13 |
| 公 告 | | |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | 14 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | 14 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | 15 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 | (中小企業振興課) | 15 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 | (中小企業振興課) | 15 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 | (中小企業振興課) | 15 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 | (中小企業振興課) | 15 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 | (中小企業振興課) | 16 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 | (中小企業振興課) | 16 |

| | | |
|-----------------------------------|-------------------|----|
| | (中小企業振興課) …………… | 16 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 | (中小企業振興課) …………… | 16 |
| ○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 | (環境保全課) …………… | 16 |
| ○福岡県国際文化情報センターの利用料金の承認 | (文化振興課) …………… | 17 |
| ○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 | (保護・援護課) …………… | 27 |
| ○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 | (保健衛生課) …………… | 28 |
| ○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 | (保健衛生課) …………… | 28 |
| ○国土調査の成果の認証 | (農山漁村振興課) …………… | 28 |
| ○落札者等の公示 | (財産活用課) …………… | 28 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) …………… | 29 |
| ○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 | (社会活動推進課) …………… | 29 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) …………… | 29 |
| ○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 | (社会活動推進課) …………… | 30 |
| ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 | (廃棄物対策課) …………… | 30 |
| ○福岡県立飯塚研究開発センターの利用料金の承認 | (新産業振興課) …………… | 30 |
| ○特定非営利活動法人設立の認証申請 | (社会活動推進課) …………… | 31 |
| ○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 | (社会活動推進課) …………… | 31 |
| ○農業委員会ネットワーク機構の指定 | (水田農業振興課) …………… | 32 |
| 教育委員会 | | |
| ○技能教育のための施設の指定解除 | (教育庁高校教育課) …………… | 32 |
| 公安委員会 | | |
| ○警備員指導教育責任者講習の実施 | (警察本部生活保安課) …………… | 32 |
| ○警備業法第23条に規定する検定の実施 | (警察本部生活保安課) …………… | 35 |
| ○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催 | (警察本部生活保安課) …………… | 37 |
| ○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催 | (警察本部生活保安課) …………… | 37 |

| | | |
|--|-------------------|----|
| ○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催(警察本部生活保安課) | …………… | 38 |
| ○年少射撃資格の認定のための講習会(年少射撃資格講習会)の開催 | (警察本部生活保安課) …………… | 39 |
| ○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第4条第1項第4号の規定に基づく習俗的行事その他特別な事情のある日及びその地域の指定 | (警察本部生活保安課) …………… | 39 |
| ○福岡県風俗案内業の規制に関する条例第12条第1号ニの規定に基づく習俗的行事その他の特別な事情のある日及びその地域の指定 | (警察本部生活保安課) …………… | 39 |

告 示

福岡県告示第305号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年4月1日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区 間 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|----------|-------|--------------|-------|-----------------------------------|------------------|---------------|---|
| 八 女 | 県道 | 富 久 瀬 高 線 | 前 | 筑後市大字常用120番1先からみやま市瀬高町本郷2283番1先まで | 8.7 ～ 18.8 | 275.6 | うち県道八女瀬高線重用延長144.1メートルおよび県道柳川筑後線重用延長131.5メートル |
| | | | 前 | 筑後市大字常用120番1先から | 7.5 | 281.9 | |

| | | | | | | |
|--|--|---|-----------------------------------|------------------|-------|---|
| | | | みやま市瀬高町本郷2283番1先まで | ～ 15.8 | | |
| | | 後 | 筑後市大字常用120番1先からみやま市瀬高町本郷2283番1先まで | 8.7 ～ 18.8 | 275.6 | うち県道八女瀬高線重用延長144.1メートルおよび県道柳川筑後線重用延長131.5メートル |

福岡県告示第306号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年4月1日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|----------|-------|------|-------|--------------------------------------|-------------------|--------------|
| 北九州 | 一般国道 | 495号 | 前 | 遠賀郡芦屋町浜口町1522番4先から遠賀郡芦屋町大字芦屋158番9先まで | 8.3 ～ 18.4 | 723.0 |
| | | | 後 | 遠賀郡芦屋町浜口町1522番4先から遠賀郡芦屋町大字芦屋158番9先まで | 17.2 ～ 49.6 | 763.1 |

福岡県告示第307号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年4月1日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|----------|-------|--------|-------|-------------------------------------|-------------------|--------------|
| 北九州 | 県道 | 北九州芦屋線 | 前 | 遠賀郡芦屋町大字芦屋12番1先から遠賀郡芦屋町大字芦屋161番1先まで | 25.0 ～ 37.0 | 452.3 |
| | | | 後 | 遠賀郡芦屋町大字芦屋12番1先から遠賀郡芦屋町大字芦屋33番1先まで | 25.0 ～ 37.0 | 29.5 |

福岡県告示第308号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年4月1日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|----------|-------|-------|-------|---------------------------------------|-------------------|--------------|--------------------------|
| 北九州 | 県道 | 水巻芦屋線 | 前 | 遠賀郡芦屋町大字山鹿1613番1先から遠賀郡芦屋町大字山鹿651番1先まで | 16.0 ～ 57.0 | 2,132.4 | うち一般国道495号重用延長1204.9メートル |
| | | | 後 | 遠賀郡芦屋町大字山鹿1613番1 | 16.0 | | うち一般国道495 |

| | | | | | | | |
|--|--|--|---|---|-------------------|---------|--|
| | | | 後 | 先から 遠賀郡芦屋町大 字山鹿651番1 先まで | ～ 57.0 | 2,132.4 | 号重用延 長1204.9 メートル |
| | | | 後 | 遠賀郡芦屋町大 字山鹿1613番1 先から 遠賀郡芦屋町西 浜町3843番4先 まで | 13.3 ～ 45.0 | 836.0 | うち一般 国道495 号重用延 長36.0メ ートル |

福岡県告示第309号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年4月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年4月1日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|----------|------------|---|
| 北九州 | 水巻線 芦屋線 | 遠賀郡芦屋町大字山鹿1613番1先から 遠賀郡芦屋町西浜町3843番4先まで |

福岡県告示第310号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付金の債権回収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年4月1日

福岡県知事 小川 洋

1 委託先

ニッテレ債権回収株式会社

2 所在地

東京都港区芝浦三丁目16番20号

3 委託期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

福岡県告示第311号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月福岡県告示第268号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成28年4月1日

福岡県知事 小川 洋

| 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|-----------------------------------|---------------------|
| 小戸2丁目 | 福岡市西区小戸一丁目及び小戸二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第312号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年3月福岡県告示第269号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成28年4月1日

福岡県知事 小川 洋

| 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-------|-------|---------------------|-------------------------------|
| | | | |

| | | | |
|-------|-----------------------------------|---------|-----------------|
| 小戸2丁目 | 福岡市西区小戸一丁目及び小戸二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面1に記載する表のとおり |
|-------|-----------------------------------|---------|-----------------|

備考 別紙図面は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第313号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成28年4月1日

福岡県知事 小川 洋

| 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|-----------------------------------|---------------------|
| 小戸2丁目 | 福岡市西区小戸一丁目及び小戸二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第314号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年4月1日

福岡県知事 小川 洋

| 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-------|-----------------------------------|---------------------|-------------------------------|
| 小戸2丁目 | 福岡市西区小戸一丁目及び小戸二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面1に記載する表のとおり |

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第315号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年4月1日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|----------|-------|------|-------|----------------------------------|-------------------|--------------|
| 北九州 | 県道 | 飯塚間線 | 前 | 福津市日蔭野五丁目139番先から福津市日蔭野一丁目16番4先まで | 17.0 ～ 39.0 | 774.3 |
| | | | 前 | 福津市日蔭野五丁目139番先から福津市日蔭野一丁目16番4先まで | 7.0 ～ 22.3 | 858.6 |
| | | | 後 | 福津市日蔭野五丁目139番先から福津市日蔭野一丁目16番4先まで | 17.0 ～ 32.0 | 774.3 |

福岡県告示第316号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年4月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年4月1日

福岡県知事 小川 洋

| | | |
|----------|-------|--------------------------------------|
| 県土整備事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
| 北九州 | 飯塚福間線 | 福津市日蒔野五丁目139番先から 福津市日蒔野一丁目16番4先まで |

福岡県告示第317号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年4月1日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|----------|-------|--------------|-------|-----------------------------------|------------------|--------------|
| 朝倉 | 県道 | 塔瀬十文字線 小郡 | 前 | 朝倉市佐田4607番1先から 朝倉市佐田4980番1先まで | 44 ～ 58.2 | 1,428.0 |
| | | | 後 | 朝倉市佐田4607番18先から 朝倉市佐田4980番8先まで | 7.4 ～ 51.8 | |

福岡県告示第318号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年4月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年4月1日

福岡県知事 小川 洋

| | | |
|----------|--------------|-----------------------------------|
| 県土整備事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
| 朝倉 | 塔瀬十文字線 小郡 | 朝倉市佐田4607番18先から 朝倉市佐田4607番1先まで |
| 朝倉 | 塔瀬十文字線 小郡 | 朝倉市佐田4708番1先から 朝倉市佐田4752番3先まで |
| 朝倉 | 塔瀬十文字線 小郡 | 朝倉市佐田4757番1先から 朝倉市佐田4779番2先まで |

福岡県告示第319号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年4月1日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|----------|-------|--------------|-------|----------------------------------|------------------|--------------|
| 朝倉 | 県道 | 塔瀬十文字線 小郡 | 前 | 朝倉市黒川6092番4先から 朝倉市黒川6101番1先まで | 8.0 ～ 81.0 | 384.0 |
| | | | 後 | 朝倉市黒川6092番4先から 朝倉市黒川6101番1先まで | 8.0 ～ 81.0 | |

福岡県告示第320号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年4月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年4月1日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|----------|--------------|----------------------------------|
| 朝倉 | 塔瀬十文字線 小郡 | 朝倉市黒川6092番4先から 朝倉市黒川6095番1先まで |

福岡県告示第321号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年4月1日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|----------|-------|--------|-------|--|------------------|--------------|
| 朝倉 | 県道 | 朝倉小石原線 | 前 | 朝倉市佐田2805番1先から 朝倉郡東峰村大字小石原1632番1先まで | 6.2 ～ 49.0 | 3,610.0 |
| | | | 前 | 朝倉市佐田2805番1先から 朝倉郡東峰村大字小石原1632番1先まで | 6.2 ～ 49.0 | 3,019.0 |
| | | | 後 | 朝倉市佐田2805番1先から 朝倉郡東峰村大字小石原1632番1先まで | 4.6 ～ 50.4 | 3,610.0 |
| | | | | 朝倉市佐田2805番1先か | 6.2 | |

| | | | | | | |
|--|--|--|---|---------------------------|-----------|---------|
| | | | 後 | ら 朝倉郡東峰村大字小石原1632番1先まで | ～ 53.4 | 3,019.0 |
|--|--|--|---|---------------------------|-----------|---------|

福岡県告示第322号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年4月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年4月1日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|----------|--------|--|
| 朝倉 | 朝倉小石原線 | 朝倉市佐田2706番2先から 朝倉郡東峰村大字小石原1859番1先まで |

福岡県告示第323号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年4月1日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|----------|-------|------|-------|----------------------------------|------------------|--------------|
| 朝倉 | 県道 | 安谷赤線 | 前 | 朝倉市佐田2833番4先から 朝倉市佐田1895番8先まで | 6.0 ～ 35.1 | 1,595.0 |
| | | | | 朝倉市佐田2833番4先か | 6.0 | |

| | | | | | | |
|--|--|--|---|-------------------------|-----------|---------|
| | | | 後 | ら 朝倉市佐田1895番8先ま で | ～ 35.1 | 1,595.0 |
|--|--|--|---|-------------------------|-----------|---------|

福岡県告示第324号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年4月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年4月1日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|----------|-----------|----------------------------------|
| 朝倉 | 安谷線 赤谷 | 朝倉市佐田2647番1先から 朝倉市佐田2513番1先まで |
| 朝倉 | 安谷線 赤谷 | 朝倉市佐田1959番1先から 朝倉市佐田1895番8先まで |

福岡県告示第325号

福岡県の特産民芸品を次のように指定したので告示する。

平成28年4月1日

福岡県知事 小川 洋

| 名称 | 博多おきあげ |
|------------|--|
| 伝統的な技術又は技法 | <ol style="list-style-type: none"> 下絵を手描きすること。 下絵を部分ごとに書き写したものを鋏で切り離し、型紙を作ること。 型紙に綿をのせ、布で包むこと。 画題と人物に応じ、丹念に面（顔）描きすること。 下絵にそって、布貼りした部分を貼りあわせること。 |

| | |
|----------------|---------------|
| 伝統的に使用されてきた原材料 | らん 金襴、綿、和紙 |
| 製造される地域 | 福岡市 |

福岡県告示第326号

福岡県の特産工芸品を次のように指定したので告示する。

平成28年4月1日

福岡県知事 小川 洋

| 名称 | 天然樟脳 <small>しょうのう</small> |
|----------------|--|
| 伝統的な技術又は技法 | <ol style="list-style-type: none"> 切削機<small>くす</small>に樟材を木目に沿って押し当て、細かいチップ（木片）にすること。 チップ（木片）を甑<small>こしき</small>に詰めて9時間～10時間蒸すこと。 甑から発生する蒸気を冷却槽で冷やし、樟脳<small>しょうのう</small>の結晶と樟脳油に分離させること。 樟脳<small>しょうのう</small>の結晶を圧搾機で搾ること。 |
| 伝統的に使用されてきた原材料 | くす 樟（福岡県内を中心に九州一円から集めた樟） <small>くす</small> |
| 製造される地域 | みやま市 |

福岡県告示第327号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年4月1日

福岡県知事 小川 洋

| 指定番号 | 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|--------|----------------|-----------------|------------|
| 宰生95 | 日高小児歯科 | 太宰府市大佐野二丁目24-24 | H 28・2・1 |
| 春生歯94 | 四宮医院 | 春日市春日原北町三丁目1 | H 14・11・25 |
| 筑生104 | 山崎医院 | 筑後市大字山ノ井277 | H 14・11・1 |
| 飯生321 | 青山医院 | 飯塚市高田972-1 | H 28・2・1 |
| 宰生歯50 | ひまわり歯科 | 太宰府市五条二丁目5-5 | H 28・3・1 |
| 筑生歯60 | むらかみ歯科・小児歯科 | 筑後市大字上北島72 | H 28・2・1 |
| 小生歯58 | いのうえ歯科クリニック | 小郡市美鈴の杜一丁目9-6 | H 28・1・1 |
| 南筑後生歯4 | のだ歯科・小児歯科 | 三潁郡大木町大字高橋532-1 | H 28・2・1 |
| み生歯21 | 宇美歯科医院 | みやま市瀬高町下庄1429 | H 28・2・16 |
| 大野生薬75 | 溝上薬局御笠川店 | 大野城市御笠川二丁目5-15 | H 28・3・1 |
| 大生薬190 | ミネラル薬局 | 大牟田市旭町一丁目2-1 | H 28・2・1 |
| 行生薬79 | 本廣調剤薬局 | 行橋市行事四丁目19-17 | H 28・2・1 |
| 宰生訪8 | 訪問看護ステーションひまわり | 太宰府市五条二丁目5-5 | H 28・1・1 |

福岡県告示第328号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年4月1日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

| 指定番号 | 旧名称 | 新名称 | 所在地 | 変更年月日 |
|------|-----|-----|-----|-------|
|------|-----|-----|-----|-------|

| | | | | |
|---------|----------|------------------|-----------------|-----------|
| 朝倉生65 | 宮野診療所 | 古賀内科・呼吸器内科クリニック | 朝倉市宮野1881-1 | H 27・8・1 |
| 大野生歯130 | ヒカリ歯科医院 | 御笠川デンタルクリニック ヒカリ | 大野城市御笠川二丁目15-2 | H 28・2・1 |
| 大川生歯16 | 木下歯科医院 | 木下総合歯科醫院 | 大川市大字上巻字蓮輪252-1 | H 28・1・12 |
| 宮生薬10 | セガミ上有木調剤 | セガミ上有木調剤薬局 | 宮若市上有木398-1 | H 27・1・16 |

2 所在地の変更

| 指定番号 | 名称 | 旧所在地 | 新所在地 | 変更年月日 |
|---------|------------------|----------------|-----------------|-----------|
| 飯生315 | ふくはだ皮膚科クリニック | 飯塚市相田259-100 | 飯塚市伊岐須640-1 | H 28・2・4 |
| 福津生歯19 | 中島歯科医院 | 福津市津屋崎三丁目13-13 | 福津市津屋崎三丁目11-22 | H 28・2・1 |
| 像生歯42 | 大林歯科小児歯科医院 | 宗像市日の里六丁目16-7 | 宗像市日の里六丁目4-5 | H 28・1・1 |
| 大野生歯130 | 御笠川デンタルクリニック ヒカリ | 大野城市御笠川二丁目8-9 | 大野城市御笠川二丁目15-2 | H 28・2・1 |
| 大川生歯16 | 木下総合歯科醫院 | 大川市大字幡保36・37-1 | 大川市大字上巻字蓮輪252-1 | H 28・1・12 |

福岡県告示第329号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年4月1日

福岡県知事 小 川 洋

1 休止

| 指定番号 | 名 称 | 所 在 地 | 休止年月日 |
|-------|--------------|---------------|-----------|
| 田生138 | 医療法人明寿会 加治医院 | 田川市大字川宮1569の2 | H 28・2・10 |

2 廃止

| 指定番号 | 名 称 | 所 在 地 | 廃止年月日 |
|-------|-------------|-----------------|------------|
| 宰生94 | 日高小児科 | 太宰府市大佐野二丁目24-24 | H 28・1・31 |
| 飯生255 | 青山医院 | 飯塚市高田972-1 | H 28・1・31 |
| 大生177 | カイダ内科胃腸科医院 | 大牟田市桜町30 | H 28・1・31 |
| 北生歯64 | 安河内歯科医院 | 糟屋郡篠栗町大字尾仲714-6 | H 28・1・30 |
| 小生歯42 | いのうえ歯科クリニック | 小郡市美鈴の杜一丁目9-6 | H 27・12・31 |
| 久地生歯3 | のだ歯科・小児歯科 | 三潆郡大木町大字高橋533-1 | H 28・1・31 |
| み生歯5 | 宇美歯科医院 | みやま市瀬高町下庄1429 | H 28・2・15 |
| 中生歯6 | 野中歯科医院 | 中間市大字岩瀬西町36-15 | H 27・12・28 |
| 行生薬8 | 本廣調剤薬局 | 行橋市行事四丁目19-17 | H 28・1・31 |

福岡県告示第330号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年4月1日

福岡県知事 小 川 洋

| 指定番号 | 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|------|-----|-------|-------|
|------|-----|-------|-------|

| | | | |
|---------|---------------------|-------------------|-----------|
| 直生マ33 | 朝原 幸治（さわやかマッサージ） | 直方市大字下境1137-42 | H 28・1・27 |
| 行生マ8 | 濱崎 良子（訪問マッサージ おだやか） | 行橋市大字稲童3106-46 | H 28・1・1 |
| 飯生マ70 | 崎村 末弘（飯塚療養サポート） | 飯塚市菰田西二丁目5-30-202 | H 28・2・15 |
| 田川生マ56 | 田渕 行雄（田渕鍼灸院） | 田川郡福智町金田60-36 | H 28・1・1 |
| 田川生マ57 | 岩本 伸也（田渕鍼灸院） | 田川郡福智町金田60-36 | H 28・2・1 |
| 飯生柔83 | 高橋 慶彦（なないろ整骨院） | 飯塚市綱分807-1 | H 28・2・1 |
| 筑生柔21 | 鹿毛 進（かげ。接骨院） | 筑後市大字西牟田1936-7 | H 28・2・9 |
| 豊生柔7 | 大中 淳一郎（おおなか鍼灸整骨院） | 豊前大字四郎丸1314-1 | H 28・2・23 |
| 古生柔33 | 島 隆宏（まつなが整骨院 古賀院） | 古賀市天神四丁目19-28 | H 28・2・1 |
| 古生柔34 | 伊藤 誠（よつば整骨院） | 古賀市舞の里三丁目4-8 | H 27・8・26 |
| 福津生柔38 | 吉本 圭佑（福津彩整骨院） | 福津市花見が丘二丁目18-35 | H 28・3・1 |
| 朝倉生はき7 | 上原 実二（朝倉鍼灸整骨院） | 朝倉市古毛568 | H 28・2・1 |
| 田川生はき13 | 白川 富士男（白川鍼灸整骨院） | 田川郡福智町赤池521-33 | H 28・2・1 |
| 田川生はき14 | 岩本 伸也（田渕鍼灸院） | 田川郡福智町金田60-36 | H 28・2・1 |

福岡県告示第331号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4

項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成28年4月1日

福岡県知事 小川 洋

| 指定番号 | 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|--------|-----------------|-------------------------|----------|
| 八女生柔27 | 久原 良博(やつひめ整骨院) | 八女市平田532番地8 | H28・1・21 |
| 像生柔93 | 濱田 正史(HUカイロ整骨院) | 宗像市田久二丁目11-7アレグロハウス1F-1 | H28・1・30 |
| う生はき21 | 豊福 李依(鍼灸院たかはし) | うきは市吉井町12-9 | H28・3・15 |

福岡県告示第332号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成28年4月1日

福岡県知事 小川 洋

| 指定番号 | 名称 | 所在地 | 指定年月日 | サービス項目 |
|--------|-----------------|---------------|----------|--------|
| 直介歯85 | いしい歯科クリニック | 直方市殿町945-5 2F | H28・2・15 | 居管・予居管 |
| 中介歯52 | ほかじょう歯科医院 | 中間市中央五丁目17-1 | H27・7・29 | 居管・予居管 |
| 朝倉介薬44 | ファミリー薬局 医師会病院前店 | 朝倉市頓田668-1 | H26・5・1 | 居管・予居管 |

| | | | | |
|--------|-------------------------|-----------------|----------|--------|
| 飯介薬119 | 須克薬局 | 飯塚市川津字荻田359-2 | H28・4・1 | 居管・予居管 |
| 宗遠介薬7 | 梅ノ木調剤薬局 | 遠賀郡水巻町樋口2-23 | H28・2・10 | 居管・予居管 |
| み居67 | えみうむ瀬高ヘルパーステーション | みやま市瀬高町下庄2375-1 | H28・3・1 | 訪介・予訪介 |
| み支31 | えみうむ瀬高ケアプランサービス | みやま市瀬高町下庄2375-1 | H28・2・10 | 居支 |
| 柳居71 | 小規模多機能型施設 ゼンナー 甘露郷 | 柳川市西蒲池234-4 | H28・2・1 | 小居・予小居 |
| 糸島地居98 | 地域ケアたからんたま志摩 認知症対応型通所介護 | 糸島市志摩師吉819-1 | H20・7・1 | 認通・予認通 |

福岡県告示第333号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成28年4月1日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

| 指定番号 | 旧名称 | 新名称 | 所在地 | 変更年月日 |
|--------|--------|----------|-----------------|----------|
| 大川介歯16 | 木下歯科医院 | 木下総合歯科醫院 | 大川市大字上巻字蓮輪252-1 | H28・1・12 |

| | | | | |
|------|---------------------|-----------------|-----------------|-----------|
| 飯支4 | 飯塚病院 ふれあいセンター | 飯塚病院介護保険支援室 | 飯塚市芳雄町3-83 | H 27・3・1 |
| 粕居37 | デイサービスセンターいきいき | デイサービスセンターまたあした | 糟屋郡須恵町大字須恵705-8 | H 27・10・1 |
| 柳支14 | ネットワーク三橋 ケアプランサービス | ケアプランサービス 年輪 | 柳川市三橋町五拾町290-2 | H 28・1・1 |
| 柳居21 | ネットワーク三橋 ヘルパーステーション | 年輪ヘルパーステーション | 柳川市三橋町五拾町290-2 | H 28・1・1 |
| 像居82 | 社会福祉法人彩幸会ケアハウス岬 | 社会福祉法人彩幸会 岬 | 宗像市上八762-3 | H 26・5・1 |

2 所在地の変更

| 指定番号 | 名称 | 旧所在地 | 新所在地 | 変更年月日 |
|--------|----------------|-------------------|------------------|-----------|
| 像介歯42 | 大林歯科小児歯科医院 | 宗像市日の里六丁目16-7 | 宗像市日の里六丁目4-5 | H 28・1・1 |
| 大川介歯16 | 木下総合歯科醫院 | 大川市大字幡保36・37-1 | 大川市大字上卷字蓮輪252-1 | H 28・1・12 |
| 直居77 | 訪問介護豊州 | 直方市大字永満寺2305-3 | 直方市大字頓野1549-2 2号 | H 28・2・1 |
| 遠支17 | ケアプランサービス海老津園 | 遠賀郡岡垣町海老津708番地の3 | 遠賀郡岡垣町東松原二丁目2-18 | H 27・1・19 |
| 嘉鞍居11 | ヘルパーステーション きらく | 鞍手郡鞍手町大字中山2768-49 | 遠賀郡水巻町猪熊六丁目1-13 | H 27・2・13 |

福岡県告示第334号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその

例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年4月1日

福岡県知事 小川 洋

| 指定番号 | 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|-------|-----------------|---------------|------------|
| 朝倉居64 | なるみ歯科クリニック | 朝倉市一木688-4 | H 27・11・30 |
| 遠介業43 | 梅ノ木調剤薬局 | 遠賀郡水巻町樋口2番23号 | H 27・12・31 |
| 朝倉支18 | ケアプランサービスローズ倶楽部 | 朝倉市甘木1700-1 | H 28・2・29 |
| 筑紫居58 | リハプライドよつ葉 | 筑紫野市原田七丁目2-7 | H 28・1・31 |

福岡県告示第335号

副知事の担当区分（平成27年7月福岡県告示第638号）の一部を次のように改正し、この告示の日から施行する。

平成28年4月1日

福岡県知事 小川 洋

第1号(1)中「（私学学事振興局を除く。）、保健医療介護部」を「人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局」に改め、「福祉労働部」の次に「労働局及び」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同号中(4)を(6)とし、(3)を(4)とし、(4)の次に次のように加える。

(5) 労働委員会に関する事項

第1号(2)の次に次のように加える。

(3) 教育委員会に関する事項

第3号(1)中「総務部私学学事振興局、新社会推進部」を「人づくり・県民生活部（私学振興・青少年育成局を除く。）、保健医療介護部」に改め、「福祉労働部（）」の次に「労働局及び」を加え、同号中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、(5)を削る。

福岡県告示第336号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平

成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定医療機関の指定を取り消したので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成28年4月1日

福岡県知事 小川 洋

| 指定番号 | 名 称 | 所 在 地 | 指定の取消年月日 |
|-----------|----------------|---------------------|-----------|
| 宗遠生訪 4 | ほがらか訪問看護ステーション | 遠賀郡岡垣町野間二丁目10-3-102 | H 28・3・24 |

福岡県告示第337号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のように告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成28年4月1日から平成28年4月22日までの間、福岡県環境部環境保全課及び苅田町環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成28年4月1日

福岡県知事 小川 洋

1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名

住 所 宮若市上有木1番地
 名 称 トヨタ自動車九州株式会社
 代表者の氏名 取締役社長 金子 達也

2 事業場の所在地及び名称

所 在 地 京都郡苅田町鳥越町9番2
 名 称 トヨタ自動車九州株式会社苅田工場

3 設置しようとする特定施設に関する事項

| | |
|-----|---------------------------------------|
| 種 類 | 水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の65に掲げる施設 |
|-----|---------------------------------------|

| | | (酸又はアルカリによる表面処理施設) | |
|---|---------------------------|--------------------|-------|
| 能 力 | | 0.2分/個 | |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日 | | 許可後 | |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日 | | 許可後 | |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日 | | 許可後 | |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間 | | 18時間 | |
| 使用時間の季節的変動の概要 | | なし | |
| 特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値 | 項 目 | 通 常 | 最 大 |
| | 水素イオン濃度 | 9~10 | 9~10 |
| | 生物化学的酸素要求量(mg/L) | 2,000 | 2,500 |
| | 化学的酸素要求量(mg/L) | 2,700 | 3,000 |
| | 浮遊物質量(mg/L) | 360 | 500 |
| | 窒素含有量(mg/L) | 40 | 50 |
| | りん含有量(mg/L) | 24 | 30 |
| | ノルマルヘキサン抽出物質含有量(mg/L) | 80 | 100 |
| | 大腸菌群数(個/cm ³) | 90 | 100 |
| 汚水量(m ³ /日) | 0.6 | 0.6 | |

4 設置しようとする特定施設から排出される汚水等の処理に関する事項

| | |
|-------------------|----------------------|
| 種 類 | 総合排水処理場 |
| 型 式 | 生物処理を主とした複合処理方式 |
| 構 造 | コンクリート構造及び鋼板構造 |
| 主 要 寸 法 | 35m×20m、25m×10m |
| 能 力 | 900m ³ /日 |
| 処 理 方 式 | 生物処理を主とした複合処理方式 |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日 | 既設 |

| | | | | | |
|--|----------------------------|------|------|-----|-----|
| 工事完成予定年月日 | 既設 | | | | |
| 使用開始予定年月日 | 既設 | | | | |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間 | 連続 24時間 | | | | |
| 使用時間の季節的変動の概要 | なし | | | | |
| 汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値 | 項目 | 処理前 | | 処理後 | |
| | | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 |
| | 水素イオン濃度 | 6～10 | 6～10 | 6～8 | 6～8 |
| | 生物化学的酸素要求量 (mg/L) | 26 | 70 | 8 | 10 |
| | 化学的酸素要求量 (mg/L) | 25 | 85 | 12 | 15 |
| | 浮遊物質 (mg/L) | 53 | 65 | 16 | 20 |
| | 窒素含有量 (mg/L) | 14 | 25 | 12 | 15 |
| | りん含有量 (mg/L) | 5 | 7 | 0.8 | 1 |
| | ノルマルヘキサン抽出物 質含有量 (mg/L) | 11 | 25 | 2 | 2 |
| | 大腸菌群数 (個/cm ³) | - | - | 10 | 100 |
| 汚水量 (m ³ /日) | 480 | 600 | 480 | 600 | |

5 排出水の汚染状態及び量に関する事項

| | | | |
|-------------------------|-------------------|-----|-----|
| 事業場から排出される排出水の排水口 | 排水口 | | |
| | 項目 | 通常 | 最大 |
| 当該排水口における汚染状態の通常値及び最大の値 | 水素イオン濃度 | 6～8 | 6～8 |
| | 生物化学的酸素要求量 (mg/L) | 8 | 10 |
| | 化学的酸素要求量 (mg/L) | 12 | 15 |
| | 浮遊物質 (mg/L) | 16 | 20 |
| | 窒素含有量 (mg/L) | 12 | 15 |
| | りん含有量 (mg/L) | 0.8 | 1 |

| | | |
|----------------------------|-----|-----|
| ノルマルヘキサン抽出物 質含有量 (mg/L) | 2 | 2 |
| 大腸菌群数 (個/cm ³) | 10 | 100 |
| 排出水量 (m ³ /日) | 480 | 600 |

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年4月1日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市紫三丁目98番2、99番1、99番3、645番1、645番6から645番8まで、646番、647番1から647番5まで、648番1から648番8まで、649番1及び649番4
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
筑紫野市紫一丁目27番5号
白石 良左衛門

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年4月1日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
みやま市高田町舞鶴字城道246番、247番、248番1、248番2、249番、250番、251番、252番、253番、257番1から257番3まで、257番5、257番6、258番、259番1、260番2、268番2及び283番2の一部、高田町竹飯字馬見塚2328番3、2328番4及び2349番1から2349番3まで並びに山川町原町字西小路385番1から385番3まで、386番、387番、391番、392番、393番及び394番1並びにこれらの区域内の道路・水路で

ある市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

みやま市瀬高町小川5番地

みやま市

みやま市長 西原 親

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年4月1日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

柳川市三橋町棚町字千手分213番1から213番3まで、214番1から214番3まで、215番1、215番3、216番1、216番2、218番1、220番2の一部、220番3、220番5及び220番8、字森分227番1、227番2、228番1、229番1から229番3まで及び271番4から271番7まで並びに宇南春豆461番1、462番2、463番3、463番4、465番2、478番3の一部及び478番7

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

柳川市上宮永町284番地2

社会福祉法人高邦福祉会

理事長 高木 邦格

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年4月1日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ザ・モール春日店

(2) 所在地 春日市春日五丁目17番地

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年4月1日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ミスターマックス粕屋店

(2) 所在地 糟屋郡粕屋町大字仲原2714号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年4月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 加布里ショッピングセンター
 - (2) 所在地 糸島市神在1389番1 外18筆
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年4月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 サニー那珂川中原店
 - (2) 所在地 筑紫郡那珂川町中原三丁目122番地
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年4月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 サニー那珂川店
 - (2) 所在地 筑紫郡那珂川町片縄三丁目113番 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年4月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 サニー光が丘店
 - (2) 所在地 筑紫野市光が丘四丁目1番1号
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成15年福岡県規則第35号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県環境部環境保全課に備え置きます。

平成28年4月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 意見を募集しなかった理由
国の機関（環境省）が行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定によ

る手続を実施して定めた水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年環境省令第33号）と実質的に同一の規則を定めるものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第5号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです

2 規則の公布日

平成28年3月29日

公告

福岡県国際文化情報センター条例（平成6年福岡県条例第23号）第6条第2項の規定に基づき、福岡県国際文化情報センターの利用料金を承認したので同条第4項の規定により次のように公示する。

平成28年4月1日

福岡県知事 小川 洋

1 名称

福岡県国際文化情報センター

2 位置

福岡市中央区天神一丁目1番1号

3 利用料金の承認年月日

平成28年3月16日

4 利用料金

(1) 施設基本料金

ア (ア) 福岡シンフォニーホール

(単位：円)

| 利用区分 入場料金等区分 | | 午前 9:00～12:00 | 午後 13:00～16:00 | 夜間 17:00～22:00 | 終日 9:00～22:00 |
|-----------------|--------------------------------|------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 平日 | 入場料を徴収しない場合又は入場料の額が1,000円以下の場合 | 79,920 | 143,640 | 214,920 | 394,200 |
| | 入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合 | 103,680 | 186,840 | 279,720 | 513,000 |

| | | | | | |
|--------|--------------------------------|---------|---------|---------|---------|
| 土・日・祝日 | 入場料の額が3,001円以上の場合 | 135,000 | 244,080 | 366,120 | 670,680 |
| | 入場料を徴収しない場合又は入場料の額が1,000円以下の場合 | 95,040 | 171,720 | 258,120 | 473,040 |
| | 入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合 | 124,200 | 223,560 | 334,800 | 614,520 |
| | 入場料の額が3,001円以上の場合 | 163,080 | 292,680 | 438,480 | 804,600 |

(イ) 福岡シンフォニーホール（室内楽形式利用による小規模音楽公演）（単位：円）

| 利用区分 入場料金等区分 | | 午前 9:00～12:00 | 午後 13:00～16:00 | 夜間 17:00～22:00 | 終日 9:00～22:00 |
|-----------------|--------------------------------|------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 平日 | 入場料を徴収しない場合又は入場料の額が1,000円以下の場合 | 61,560 | 110,160 | 165,240 | 303,480 |
| | 入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合 | 79,920 | 143,640 | 214,920 | 394,200 |
| | 入場料の額が3,001円以上の場合 | 103,680 | 186,840 | 279,720 | 513,000 |
| 土・日・祝日 | 入場料を徴収しない場合又は入場料の額が1,000円以下の場合 | 73,440 | 131,760 | 198,720 | 363,960 |
| | 入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合 | 95,040 | 171,720 | 258,120 | 473,040 |
| | 入場料の額が3,001円以上の場合 | 124,200 | 223,560 | 334,800 | 614,520 |

別途「室内楽形式」変換費用が必要

イ イベントホール

(単位：円)

| 利用区分 入場料金等区分 | | 午前 9:00～12:00 | 午後 13:00～16:00 | 夜間 17:00～22:00 | 終日 9:00～22:00 |
|-----------------|--------------------------------|------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| | 入場料を徴収しない場合又は入場料の額が1,000円以下の場合 | 61,560 | 111,240 | 166,320 | 305,640 |

| | | | | | |
|--------|--------------------------------|---------|---------|---------|---------|
| 平日 | 入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合 | 79,920 | 144,720 | 217,080 | 397,440 |
| | 入場料の額が3,001円以上の場合 | 104,760 | 189,000 | 282,960 | 519,480 |
| | 商業展示の場合 | 157,680 | 284,040 | 425,520 | 779,760 |
| 土・日・祝日 | 入場料を徴収しない場合又は入場料の額が1,000円以下の場合 | 74,520 | 133,920 | 199,800 | 367,200 |
| | 入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合 | 96,120 | 173,880 | 260,280 | 477,360 |
| | 入場料の額が3,001円以上の場合 | 126,360 | 226,800 | 340,200 | 624,240 |
| | 商業展示の場合 | 189,000 | 340,200 | 510,840 | 936,360 |

ウ 国際会議場 (単位：円)

| 利用区分 入場料金等区分 | | 午前 9:00~12:00 | 午後 13:00~17:00 | 夜間 18:00~22:00 | 終日 9:00~22:00 |
|-----------------|--------------------------------|------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 平日 | 入場料を徴収しない場合又は入場料の額が1,000円以下の場合 | 82,080 | 106,920 | 106,920 | 266,760 |
| | 入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合 | 106,920 | 139,320 | 139,320 | 346,680 |
| | 入場料の額が3,001円以上の場合 | 140,400 | 182,520 | 182,520 | 453,600 |
| 土・日・祝日 | 入場料を徴収しない場合又は入場料の額が1,000円以下の場合 | 98,280 | 128,520 | 128,520 | 319,680 |
| | 入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合 | 128,520 | 166,320 | 166,320 | 415,800 |
| | 入場料の額が3,001円以上の場合 | 167,400 | 218,160 | 218,160 | 543,240 |

エ 文化情報ラウンジ

(ア) 円形ホール (単位：円)

| 利用区分 入場料金等区分 | | 午前 9:00~12:00 | 午後 13:00~16:00 | 夜間 17:00~22:00 | 終日 9:00~22:00 |
|-----------------|--------------------------------|------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 平日 | 入場料を徴収しない場合又は入場料の額が1,000円以下の場合 | 9,720 | 17,280 | 23,760 | 45,360 |
| | 入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合 | 12,960 | 22,680 | 30,240 | 59,400 |
| | 入場料の額が3,001円以上の場合 | 16,200 | 29,160 | 38,880 | 76,680 |
| 土・日・祝日 | 商業展示の場合 | 24,840 | 44,280 | 59,400 | 115,560 |
| | 入場料を徴収しない場合又は入場料の額が1,000円以下の場合 | 11,880 | 20,520 | 28,080 | 54,000 |
| | 入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合 | 15,120 | 27,000 | 35,640 | 70,200 |
| | 入場料の額が3,001円以上の場合 | 19,440 | 35,640 | 47,520 | 91,800 |
| 商業展示の場合 | | 29,160 | 52,920 | 71,280 | 138,240 |

(イ) セミナー室 (単位：円)

| 利用区分 目的区分 | | 午前 9:00~12:00 | 午後 13:00~17:00 | 夜間 18:00~22:00 | 終日 9:00~22:00 |
|--------------|-------|------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 平日 | 文化振興等 | 5,292 | 6,912 | 6,912 | 17,280 |
| | その他 | 15,984 | 20,844 | 20,844 | 51,840 |
| 土・日・祝日 | 文化振興等 | 6,372 | 8,316 | 8,316 | 20,736 |
| | その他 | 19,224 | 24,948 | 24,948 | 62,208 |

(ウ) 交流ギャラリー (単位：円)

| 利用区分 目的区分 | | 午前 9:00~12:00 | 午後 13:00~17:00 | 夜間 18:00~22:00 | 終日 9:00~22:00 |
|--------------|-------|------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 平日 | 非営利目的 | 21,600 | 28,080 | 28,080 | 71,280 |
| | 営利目的 | 65,880 | 85,320 | 85,320 | 213,840 |

| | | | | | |
|--------|-------|--------|---------|---------|---------|
| 土・日・祝日 | 非営利目的 | 25,920 | 34,560 | 34,560 | 85,320 |
| | 営利目的 | 78,840 | 102,600 | 102,600 | 255,960 |

オ 会議室 (単位：円)

| 会議室名 | | 基本料金 (3時間まで) | 3時間を超え13時間までの 1時間当たり加算額 | (参考) 13時間利用 |
|--------|--------|-----------------|----------------------------|----------------|
| 平日 | 大会議室 | 71,604 | 7,020 | 141,804 |
| | 501会議室 | 12,960 | 1,080 | 23,760 |
| | 502会議室 | 10,368 | 864 | 19,008 |
| | 503会議室 | 10,368 | 864 | 19,008 |
| | 601会議室 | 18,144 | 1,512 | 33,264 |
| | 602会議室 | 14,256 | 1,188 | 26,136 |
| | 603会議室 | 12,960 | 1,080 | 23,760 |
| | 604会議室 | 12,960 | 1,080 | 23,760 |
| | 605会議室 | 16,848 | 1,404 | 30,888 |
| | 606会議室 | 23,328 | 1,944 | 42,768 |
| | 607会議室 | 24,624 | 2,052 | 45,144 |
| | 608会議室 | 24,624 | 2,052 | 45,144 |
| | 609会議室 | 10,368 | 864 | 19,008 |
| | 701会議室 | 10,368 | 864 | 19,008 |
| | 702会議室 | 10,368 | 864 | 19,008 |
| | 703会議室 | 10,368 | 864 | 19,008 |
| | 大会議室 | 88,452 | 7,020 | 158,652 |
| | 501会議室 | 16,200 | 1,080 | 27,000 |
| | 502会議室 | 12,960 | 864 | 21,600 |
| 503会議室 | 12,960 | 864 | 21,600 | |
| 601会議室 | 22,680 | 1,512 | 37,800 | |
| 602会議室 | 17,820 | 1,188 | 29,700 | |

| | | | | |
|--------|--------|--------|-------|--------|
| 土・日・祝日 | 603会議室 | 16,200 | 1,080 | 27,000 |
| | 604会議室 | 16,200 | 1,080 | 27,000 |
| | 605会議室 | 21,060 | 1,404 | 35,100 |
| | 606会議室 | 29,160 | 1,944 | 48,600 |
| | 607会議室 | 30,780 | 2,052 | 51,300 |
| | 608会議室 | 30,780 | 2,052 | 51,300 |
| | 609会議室 | 12,960 | 864 | 21,600 |
| | 701会議室 | 12,960 | 864 | 21,600 |
| | 702会議室 | 12,960 | 864 | 21,600 |
| | 703会議室 | 12,960 | 864 | 21,600 |

カ 練習室 (単位：円)

| 施設名 | | 利用区分 | 午前 9:00~12:00 | 午後 13:00~16:00 | 夜間 17:00~22:00 | 終日 9:00~22:00 |
|--------|-------|------|------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 平日 | 練習室 1 | | 3,780 | 7,560 | 11,448 | 20,520 |
| | 練習室 2 | | 1,404 | 2,916 | 4,320 | 7,776 |
| | 練習室 3 | | 1,404 | 2,916 | 4,320 | 7,776 |
| | 練習室 4 | | 756 | 1,404 | 2,160 | 3,888 |
| | 練習室 5 | | 756 | 1,404 | 2,160 | 3,888 |
| 土・日・祝日 | 練習室 1 | | 4,536 | 9,072 | 13,716 | 24,624 |
| | 練習室 2 | | 1,728 | 3,456 | 5,184 | 9,288 |
| | 練習室 3 | | 1,728 | 3,456 | 5,184 | 9,288 |
| | 練習室 4 | | 864 | 1,728 | 2,592 | 4,644 |
| | 練習室 5 | | 864 | 1,728 | 2,592 | 4,644 |

備考

1 利用時間には、準備及びあと片付けに要する時間を含むものとする。

2 利用区分

(1) 会議室を除く各施設

利用区分(上表の「午前」、「午後」、「夜間」に区分した時間帯をいう。)

）内の一部の時間の利用は、当該利用区分の全てを利用したものとみなす。

(2) 会議室

ア 9時から22時までの間に、3時間以内で利用する場合、基本料金を徴収する。

イ 9時から22時までの間に、3時間を超えて利用する場合、基本料金に超過した時間数に応じた額を加算して徴収する。なお、1時間以内の利用は、1時間利用したものとみなす。

3 入場料金等区分

(1) 入場料金とは、入場することに際し徴収される入場の対価及びこれに類するものをいう。なお、消費税等を徴収する場合は、その額を含むものとする。

(2) 入場料金に段階があるときは、当該入場料金の最高額をもってこの表を適用する。

(3) 連続利用等の催物で、「通し券」で入場料金を徴収する場合は、当該通し券の料金を入場できる日数又は回数で除した金額を1日又は1回当たりの入場料金とみなして、この表を適用する。

(4) 福岡シンフォニーホールを会議、集会等に利用する場合で、当該入場料金が1,000円以下の時は、「1,001円以上3,000円以下」の区分を適用する。

(5) 福岡シンフォニーホール、イベントホール、国際会議場又は円形ホールを企業の冠イベント、その他商業宣伝のための招待型等の催物に利用する場合で、当該入場料金が1,000円以下の時は、「1,001円以上3,000円以下」の区分を適用する。

(6) イベントホール及び円形ホールを平土間で利用する場合で、企業あるいはその連合体が行う商品展示、商談会等については「商業展示」の区分を、また、商業展示以外の展示会等利用及びパーティ利用等については、「3,001円以上及び非商業展示」の区分を適用する。

ただし、円形ホールについては、物販行為はできない。

4 目的区分

(1) セミナー室

ア 「文化振興等」とは、次のいずれかに該当するもので、館長が特に認める

ものをいう。

a 芸術文化に関するセミナー、発表会、交流会、研修会等（以下「セミナー等」という。）

b 地域文化に関するセミナー等

c 国際的な学術文化に関するセミナー等

イ 上記のa～cに該当するものであっても、次のいずれかに該当する場合は、「その他」を適用する。

a 入場料金を徴するもの

b 物販行為（契約行為を含む。）を行うもの

b 企業内の内部会議又は企業の冠講座、その他商業宣伝を目的とするもの

(2) 交流ギャラリー

ア 「営利目的」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

a 入場料金を徴する場合

b 物販行為（契約行為を含む。）を行う場合

c 企業の冠イベント、その他商業宣伝のための展示等に利用する場合

イ 「非営利目的」とは、上記以外の展示等利用をいう。

5 リハーサル等利用

リハーサル若しくは催物の準備又は整理等のため入場者を入れない状態（以下「リハーサル等」という。）で一の利用区分の全部を利用する場合、当該利用区分の利用料金は、所定の利用料金の7割相当額（100円未満四捨五入）とする。ただし、練習室、会議室及びセミナー室については適用しない。

6 同一利用日内の2区分連続利用

同一利用日内において、午前及び午後又は夜間を連続して利用する場合、各区分の所定の利用料金の9割相当額（100円未満四捨五入）とする。

ただし、リハーサル等利用の割引措置を受ける場合は、これを適用しない。また、「終日料金」を午前、午後及び夜間の各区分の利用料金の合計額よりも割り引く措置についても、リハーサル等利用の割引措置を受ける場合は、これを適用しない。

7 超過利用料金

(1) 会議室を除く施設において、同一利用日内の2区分連続利用以外の利用で、次の時間を前後の利用区分と併せて利用する場合、次の超過料金（100円未満四捨五入）を徴収する。

ア 12時から13時までは、当日の「午後」の入場料金区分による利用料金を3（国際会議場、セミナー室及び交流ギャラリーは4）で除して得た額。

イ 16時から17時まで（国際会議場、セミナー室及び交流ギャラリーは17時から18時まで）は、当日の「夜間」入場料金区分による利用料金を5（円形ホールは4、国際会議場、セミナー室及び交流ギャラリーは3）で除して得た額。

ウ 12時から13時まで又は16時から17時までをリハーサル等のため利用する場合は、上記により算定して得た金額の7割相当額とする。なお、上記時間の一部の利用は、そのすべてを利用したものとみなす。

(2) 会議室を除く施設において、22時以降、翌日の9時までの間に施設を利用する場合は、1時間ごとに、当該施設の「平日・夜間」の利用料金を5（円形ホールは4、国際会議場、セミナー室及び交流ギャラリーは3）で除して得た額の5割増の超過料金（100円未満四捨五入）を徴収する。

ただし、当該時間をリハーサル等のため利用する場合は、1時間ごとに、上記により算定して得た1時間当たりの金額の7割相当額（100円未満四捨五入）を徴収する。なお、1時間以内の利用は、1時間利用したものとみなす。

(3) 22時から翌日の9時までの間に会議室を利用する場合は、1時間ごとに、当該会議室の平日の「1時間当たり加算額」に2を乗じて得た超過料金を徴収する。なお、1時間以内の利用は、1時間利用したものとみなす。

8 2分割利用

(1) イベントをA室、B室に2分割して利用する場合、次の料金を徴収する。

ア 同一利用者がA室、B室を併用利用する場合、A室にかかる利用料金は、全室利用の所定料金に0.55を乗じて得た額とし、B室に係る利用料金は、全室利用の所定料金に0.45を乗じて得た額とする。

イ 別の利用者がA室又はB室を単独利用する場合、A室に係る利用料金は、全室利用料金の所定料金に0.75を乗じて得た額とし、B室に係る利用料金は

、全室利用の所定料金に0.65を乗じて得た額とする。

(2) 大会議室又は交流ギャラリーをA室、B室に2分割して利用する場合、次の料金を徴収する。

ア 同一利用者がA室、B室を併用利用する場合、A室にかかる利用料金は、全室利用の所定料金に0.50を乗じて得た額とし、B室に係る利用料金は、全室利用の所定料金に0.50を乗じて得た額とする。

イ 別の利用者がA室又はB室を単独利用する場合、A室に係る利用料金は、全室利用料金の所定料金に0.70を乗じて得た額とし、B室に係る利用料金は、全室利用の所定料金に0.70を乗じて得た額とする。

9 臨時開館による利用

休館日に、福岡県国際文化情報センター条例施行規則（平成6年福岡県規則第77号）に基づき、知事が必要と認めて臨時開館を行い、利用する場合は土・日・祝日の利用料金を適用する。

(2) 附属設備等利用料金

ア 福岡シンフォニーホール

| 部門 | 品名 | 単位 | 料金(円) | 内容 |
|----|---------------------|----|--------|-----------------------|
| 楽屋 | 大楽屋1 | 室 | 3,672 | (定員69人) |
| | 大楽屋2 | 室 | 1,836 | (定員30人) |
| | 楽屋1 | 室 | 2,484 | (定員3人) |
| | 楽屋2 | 室 | 2,484 | (定員3人) |
| | 楽屋3 | 室 | 2,052 | (定員2人) |
| | 楽屋4 | 室 | 2,052 | (定員2人) |
| | ソリスト控室 | 室 | 3,672 | (定員3人) ピアノあり |
| | 主催者控室 | 室 | 432 | (定員8人) |
| | 指揮者控室 | 室 | 4,644 | (定員3人) ピアノあり |
| 楽器 | フルコンサートピアノ I (外国製) | 台 | 17,280 | スタインウェイ D274 (調律が必要) |
| | フルコンサートピアノ II (外国製) | 台 | 17,280 | ベーゼンドルファー 290 (調律が必要) |

| | | | | |
|--------|------------------|-------|------------------|------------------------------------|
| 舞 台 | フルコンサートピアノⅢ（日本製） | 台 | 9,720 | ヤマハCFⅢ-S（調律が必要） |
| | チェンバロ | 台 | 9,720 | DUNS TEW DAVID J.RUBIO 1971（調律が必要） |
| | オーケストラピット | 式 | 15,876 | ※注2（1催事あたりの金額） |
| | ひな段迫り | 式 | 12,960 | 9分割 ※注2（1催事あたりの金額） |
| | プロセニウムセット | 式 | 22,032 | ※注2（1催事あたりの金額） |
| | 室内楽用音響反射板セット | 式 | 22,032 | ※注2（1催事あたりの金額） |
| | 楽士椅子 | 脚 | 108 | |
| | 楽士椅子A | 式 | 4,320 | 50脚～80脚 |
| | 楽士椅子B | 式 | 6,480 | 81脚以上 |
| | 譜面台 | 台 | 108 | |
| | 譜面灯 | 台 | 162 | |
| | 指揮者台セット | 式 | 810 | |
| | 長机 | 台 | 162 | |
| | 椅子 | 脚 | 54 | |
| | コーラス台1 | 台 | 216 | W1800×D600×H600 |
| | コーラス台2 | 台 | 216 | W1800×D600×H300 |
| | 金屏風 | 双 | 2,916 | 6曲1双 W750×H2400 |
| | プログラムスタンド | 台 | 324 | W420×H1500 |
| | 演台 | 式 | 864 | W1400×D600×H1100 |
| | 司会者台 | 台 | 648 | W750×D500×H1150 |
| 国旗 | 枚 | 756 | W2250×H1500 | |
| 県旗 | 枚 | 756 | W2250×H1500 | |
| 地絰 | 枚 | 4,320 | 18m×11m | |
| 平台 | 枚 | 324 | W1200×D1800×H120 | |

| | | | | |
|---------------|--------------------|--------|-----------------------|---------------|
| 照 明 | 照明 Aセット | 式 | 7,560 | 作業明り |
| | 照明 Bセット | 式 | 16,200 | 反響板灯 |
| | 照明 Cセット | 式 | 10,800 | 2susまで |
| | 照明 Dセット | 式 | 36,720 | 3susまで |
| | ボーダーライト | 列 | 1,080 | |
| | アッパーホリゾントライト | 式 | 3,240 | |
| | ロアーホリゾントライト | 式 | 2,160 | |
| | シーリングスポットライト | 式 | 4,320 | |
| | ピンスポットライト（2KW） | 台 | 3,672 | クセノン |
| | コンダクタースポットライト | 台 | 648 | |
| | スポットライト（1KW未満） | 台 | 324 | |
| | スポットライト（1KW） | 台 | 540 | |
| | スポットライト（1.5KW） | 台 | 756 | |
| | スポットライト（2KW） | 台 | 1,080 | |
| | スポットライト（3KW） | 台 | 1,296 | |
| | ストリップライト（130W×12灯） | 台 | 324 | |
| | ストリップライト（130W×6灯） | 台 | 162 | |
| | PTFGスポットライト | 台 | 3,240 | |
| | 効果用スポットライト（1KW） | 台 | 864 | エフェクトマシンは含まない |
| | 効果用スポットライト（2KW） | 台 | 1,080 | エフェクトマシンは含まない |
| エフェクトマシン | 台 | 1,080 | | |
| ストロボ | 台 | 1,080 | | |
| カラーチェンジャー | 台 | 1,080 | | |
| 照明持込料 | 式 | 12,960 | 持込卓がある場合※注1（1日あたりの金額） | |
| カラーフィルター | 枚 | 324 | ※注2（1催事あたりの金額） | |
| 特殊電源料（1KWにつき） | KW | 486 | | |

| | | | | |
|------------|-----------------|-------|--------|----------------|
| | 持込器具 (1KWにつき) | KW | 270 | |
| 音響 | 拡声装置 | 式 | 5,400 | |
| | カセットテープレコーダー | 台 | 1,512 | |
| | MDプレーヤー | 台 | 2,160 | |
| | CDプレーヤー | 台 | 1,512 | |
| | 3点吊マイク装置 | 台 | 1,080 | マイク別 |
| | 1点吊マイク装置 | 台 | 540 | マイク別 |
| | マイクロフォン (ワイヤレス) | 本 | 2,700 | |
| | マイクロフォン (コンデンサ) | 本 | 2,160 | |
| | マイクロフォン (有線) | 本 | 1,296 | |
| | マイクスタンド (大型) | 台 | 216 | |
| | マイクスタンド (その他) | 台 | 216 | |
| | 移動型スピーカー (大型) | 台 | 2,160 | |
| | 移動型スピーカー (小型) | 台 | 1,080 | |
| | ワイヤレスインカム | 台 | 1,080 | |
| | 映像 | PA持込料 | 式 | 15,120 |
| 録音録画料 | | 式 | 6,480 | |
| 中継ミキサー室 | | 式 | 6,480 | |
| TVトランクBOX | | 式 | 10,800 | |
| ラジオトランクBOX | | 式 | 6,480 | |
| スクリーン | | 式 | 4,644 | 9m×3.4m |
| 撮影用カメラ | | 台 | 14,040 | |
| その他 | インターネット回線 | 式 | 3,240 | ※注1 (1日あたりの金額) |

備考

- ・料金は1利用区分 (午前、午後、夜間の1区分) の料金とする。
- ※注1 (1日あたり) とは1日を通して1利用区分のみの料金とする。
- ※注2 (1催事あたり) とは日数に関わらず施設利用期間中を通して1利用区分のみの料金とする。
- ・平日、土日祝休日は同じ料金とする。
- ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。

・調律に係る時間 (約2時間) は利用時間に含む (基本ピッチ442Hz)。

イ イベントホール

| 部門 | 品名 | 単位 | 料金 (円) | 内容 | |
|-----------|--------------------|------------------|--------|------------------|-----------------|
| 楽屋 | 楽屋1 | 室 | 2,808 | (定員3人) | |
| | 楽屋2 | 室 | 3,240 | (定員3人) | |
| | 楽屋3 | 室 | 2,808 | (定員3人) | |
| | 応接控室 | 室 | 3,240 | (定員5人) | |
| | 主催者控室 | 室 | 432 | (定員8人) | |
| | 控室1 | 室 | 1,188 | (定員12人) | |
| | 控室2 | 室 | 1,620 | (定員16人) | |
| | 楽器 | フルコンサートピアノ (日本製) | 台 | 9,720 | カワイEX (調律が必要) |
| | 舞台 | 演台 | 式 | 864 | W835×D555×H1125 |
| 金屏風 | | 双 | 2,916 | 6曲1双 W750×H2400 | |
| 平台 | | 台 | 324 | W1200×D1800×H120 | |
| めくり台 | | 台 | 486 | W420×H1500 | |
| 国旗 | | 枚 | 756 | W1350×H900 | |
| 県旗 | | 枚 | 756 | W1350×H900 | |
| 譜面台 | | 台 | 108 | 折りたたみ式 | |
| 長机 | | 台 | 162 | W1800×D600×H700 | |
| 長机 (幕板付き) | | 台 | 162 | W1800×D600×H700 | |
| 長机 (料理台用) | | 台 | 162 | W1800×D600×H700 | |
| 丸テーブル | | 台 | 216 | 900φ・H700mm | |
| 椅子 | 脚 | 54 | | | |
| | 照明 Aセット | 式 | 7,560 | ダウンライト | |
| | 照明 Bセット | 式 | 10,800 | 100KWまで | |
| | アッパーホリゾントライト | 色 | 540 | | |
| | ローアホリゾントライト (300W) | 式 | 2,160 | | |
| | ローアホリゾントライト (130W) | 式 | 756 | | |

| | | | | |
|----------------|------------------|--------|---------------------------|---------------------------|
| 照 明 | ピンスポットライト (2KW) | 台 | 3,672 | クセノン |
| | ピンスポットライト (1KW) | 台 | 2,916 | ハロゲン |
| | スポットライト (1KW未満) | 台 | 324 | |
| | スポットライト (1KW) | 台 | 540 | |
| | スポットライト (1.5KW) | 台 | 756 | |
| | スポットライト (2KW) | 台 | 1,080 | |
| | ミラーボール | 式 | 2,916 | (600φ) |
| | ミラーボール | 式 | 1,512 | (300φ) |
| | 効果用スポットライト (1KW) | 台 | 864 | |
| | エフェクトマシン | 台 | 1,080 | |
| | 照明持込料 | 式 | 12,960 | 持込卓がある場合※注1 (1日あたりの金額) |
| | カラーフィルター | 枚 | 324 | ※注2 (1催事あたりの 金額) |
| | 特殊電源料 (1KWにつき) | KW | 486 | |
| 持込器具 (1KWにつき) | KW | 270 | | |
| 音 響 | 拡声装置 | 式 | 5,400 | |
| | 移動型操作卓 | 卓 | 4,320 | カセット、CD付 |
| | カセットテープレコーダー | 台 | 1,512 | |
| | MDプレーヤー | 台 | 2,160 | |
| | CDプレーヤー | 台 | 1,512 | |
| | マイクロフォン (ワイヤレス) | 本 | 2,160 | |
| | マイクロフォン (コンデンサ) | 本 | 1,404 | |
| | マイクロフォン (有線) | 本 | 864 | |
| | マイクスタンド (大型) | 台 | 216 | |
| | マイクスタンド (その他) | 台 | 216 | |
| | 移動型スピーカー (中型) | 台 | 1,620 | |
| 移動型スピーカー (小B型) | 台 | 1,080 | | |
| PA持込料 | 式 | 15,120 | 持込卓がある場合※注1 (1日あたりの金額) | |

| | | | | |
|--------|------------|----|--------|--------------------------|
| | 録音録画料 | 式 | 6,480 | |
| | 中継ミキサー室 | 式 | 6,480 | |
| | TVトランクBOX | 式 | 10,800 | |
| | ラジオトランクBOX | 式 | 6,480 | |
| 映 像 | ビデオプロジェクター | 1面 | 17,280 | 200インチ (リアプロジェ クター方式) |
| | S-VHS | 台 | 2,160 | |
| | スチールビデオ | 台 | 1,512 | |
| | 資料提示装置 | 台 | 3,240 | |
| | スクリーン | 式 | 4,644 | 9m×4.7m、巻取式 |
| | 撮影用カメラ | 台 | 14,040 | |
| その他 | インターネット回線 | 式 | 3,240 | ※注1 (1日あたりの金 額) |

備考

- ・料金は1利用区分 (午前、午後、夜間の1区分) の料金とする。
- ※注1 (1日あたり) とは1日を通して1利用区分のみの料金とする。
- ※注2 (1催事あたり) とは日数に関わらず施設利用期間中を通して1利用区分のみの料金とする。
- ・平日、土日祝休日は同じ料金とする。
- ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。
- ・調律に係る時間 (約2時間) は利用時間に含む (基本ピッチ442Hz)。

ウ 国際会議場

| 部門 | 品名 | 単位 | 料金 (円) | 内容 |
|--------|--------|----|--------|-----------------|
| 楽 屋 | VIPルーム | 室 | 19,440 | (定員約9人) |
| | 特別控室1 | 室 | 4,536 | (定員約8人) |
| | 特別控室2 | 室 | 7,452 | (定員約8人) |
| | 特別控室3 | 室 | 3,348 | (定員約5人) |
| | 特別控室4 | 室 | 3,348 | (定員約5人) |
| | 特別控室5 | 室 | 4,212 | (定員約7人) |
| 舞台 | 金屏風 | 双 | 2,916 | 6曲1双 W750×H2400 |

| | | | | |
|---|-------------------|----|--------|----------------------|
| 照明 | ピンスポットライト (1KW) | 台 | 2,916 | ハロゲン |
| | 特殊電源料 (1KW) | KW | 486 | |
| | 持込器具 (1KW) | KW | 270 | |
| 音響 | 拡声装置 | 式 | 3,240 | |
| | カセットテープレコーダー | 台 | 1,512 | |
| | CDプレーヤー、CD-MDラジカセ | 台 | 1,512 | |
| | マイクロフォン (ワイヤレス) | 本 | 1,620 | |
| | マイクロフォン (有線) | 本 | 432 | |
| | マイクロフォン (ユニットマイク) | 本 | 864 | |
| | マイクスタンド (大型) | 台 | 216 | |
| | マイクスタンド (卓上型) | 台 | 216 | |
| | 移動型スピーカー (大型) | 台 | 1,728 | |
| | PA持込料 | 式 | 15,120 | |
| 映像 | ビデオプロジェクター | 面 | 7,560 | 120インチ (リアプロジェクター方式) |
| | S-VHS、DVDプレーヤー | 台 | 2,160 | |
| | スクリーン (OHP含む) | 式 | 1,620 | |
| | 撮影用カメラ | 台 | 14,040 | |
| | 資料提示装置 (OHC) | 台 | 3,240 | |
| その他 | 三折式パーテーション | 式 | 2,160 | W1800×H1800 5枚セット |
| | 同時通訳装置 | 式 | 16,200 | 6チャンネル、レシーバーなし |
| | 同時通訳者ブース | 室 | 1,080 | |
| | インターネット回線 | 式 | 3,240 | ※注1 (1日あたりの金額) |
| 備考 ・料金は1利用区分 (午前、午後、夜間の1区分) の料金とする。 ※注1 (1日あたり) とは1日を通して1利用区分のみの料金とする。 ・平日、土日祝休日は同じ料金とする。 ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。 | | | | |

エ 文化情報ラウンジ

(ア) 円形ホール

| 部門 | 品名 | 単位 | 料金 (円) | 内容 | |
|-------------------|-----------------|---------|--------|------------------------|--|
| 楽器 | セミコンサートピアノ | 台 | 4,320 | ヤマハC7E (調律が必要) | |
| 舞台 | 演台 | 台 | 864 | W700×D500×H1000 | |
| 照明 | 調光装置 | 式 | 2,700 | | |
| | スポットライト (1KW未満) | 台 | 324 | | |
| | 照明持込料 | 式 | 12,960 | 持込卓がある場合※注1 (1日あたりの金額) | |
| | 特殊電源料 (1KWにつき) | KW | 486 | | |
| | 持込器具 (1KWにつき) | KW | 270 | | |
| | 音響 | 拡声装置 | 式 | 2,700 | |
| | | MDプレーヤー | 台 | 2,160 | |
| CDプレーヤー、CD-MDラジカセ | | 台 | 1,512 | | |
| カセットテープレコーダー | | 台 | 1,512 | | |
| マイクロフォン (ワイヤレス) | | 本 | 2,160 | | |
| マイクロフォン (コンデンサ) | | 本 | 864 | | |
| マイクロフォン (有線) | | 本 | 432 | | |
| マイクスタンド (卓上型) | | 本 | 216 | | |
| マイクスタンド (大型) | | 本 | 216 | | |
| マイクスタンド (ブーム型) | | 本 | 216 | | |
| | PA持込料 | 式 | 15,120 | ※注1 (1日あたりの金額) | |
| | 音響反射板 | 式 | 2,160 | | |
| | TVトランクBOX | 式 | 6,480 | | |
| | ラジオトランクBOX | 式 | 6,480 | | |
| 映像 | ビデオプロジェクター | 面 | 8,640 | 150インチ | |
| | S-VHS、DVDプレーヤー | 台 | 2,160 | | |
| | OHP (スクリーン含む) | 台 | 1,620 | スクリーンサイズ1.8m× | |

| | | | | |
|--|------------|---|-------|-------------------|
| | | | | 1.8m |
| | OHC | 台 | 3,240 | 書画カメラ |
| その他 | 三折式パーテーション | 式 | 2,160 | W1800×H1800 5枚セット |
| | インターネット回線 | 式 | 3,240 | ※注1（1日あたりの金額） |
| 備考 ・料金は1利用区分（午前、午後、夜間の1区分）の料金とする。 ※注1（1日あたり）とは1日を通して1利用区分のみの料金とする。 ・平日、土日祝休日は同じ料金とする。 ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。 ・調律に係る時間（約2時間）は利用時間に含む（基本ピッチ442Hz）。 | | | | |

(イ) セミナー室

| 部門 | 品名 | 単位 | 料金(円) | 内容 |
|-----|------------------|----|-------|----------------|
| 音響 | コントロール卓 | 式 | 2,700 | セミナー室2のみ |
| | コントロール卓専用マイクロフォン | 本 | 432 | |
| | マイクスタンド(床上型) | 台 | 216 | |
| | マイクスタンド(卓上型) | 台 | 216 | |
| | ワイヤレスマイク | 本 | 1,620 | ポータブルアンプ専用 |
| | ポータブルアンプ | 式 | 1,620 | 有線マイク1本付属 |
| | CD-MDラジカセ | 台 | 1,512 | |
| 映像 | AVワゴン | 台 | 5,400 | 37型TV、DVDプレーヤー |
| | 資料提示装置(OHC) | 式 | 3,240 | 書画カメラ |
| | スクリーン(OHP含む) | 式 | 1,620 | W1800×H1800 |
| | スライド映写機 | 台 | 1,620 | S-AVハロゲンスライド |
| | DVDプレーヤー | 台 | 2,160 | |
| その他 | 三折式パーテーション | 枚 | 540 | W1800×H1800 |
| | インターネット回線 | 式 | 3,240 | ※注1（1日あたりの金額） |

備考
・料金は1利用区分（午前、午後、夜間の1区分）の料金とする。

※注1（1日あたり）とは1日を通して1利用区分のみの料金とする。
・平日、土日祝休日は同じ料金とする。
・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。

(ウ) 交流ギャラリー

| 部門 | 品名 | 単位 | 料金(円) | 内容 |
|-----------|------------------|-------|---------------|-------------------|
| 照明 | スポットライト(130KW) | 台 | 270 | |
| | スポットライト(100KW) | 台 | 216 | |
| | 特殊電源料(1KWにつき) | KW | 486 | |
| | 持込器具(1KWにつき) | KW | 270 | |
| 音響 | コントロール卓 | 式 | 2,160 | CDプレーヤー |
| | コントロール卓専用マイクロフォン | 本 | 432 | 有線マイク |
| | マイクスタンド(床上型) | 個 | 216 | |
| | マイクスタンド(卓上型) | 個 | 216 | |
| | ポータブルアンプ | 式 | 1,620 | 有線マイク1本付属 |
| | マイクロフォン(ワイヤレス) | 本 | 1,620 | ポータブルアンプ専用 |
| 映像 | CD-MDラジカセ | 台 | 1,512 | |
| | AVワゴン | 式 | 5,400 | 37型TV、DVDプレーヤー |
| | S-VHS、DVDプレーヤー | 台 | 2,160 | |
| その他 | スクリーン(OHP含む) | 式 | 1,620 | W1800×H1800 |
| | 可動パネル | 枚 | 216 | W1200×H2400 |
| | 展示台 | 台 | 216 | W750×D600×H700 |
| | 展示ステージ | 台 | 216 | W750×D600×H185 |
| | 三折式パーテーション | 枚 | 2,160 | W1800×H1800 5枚セット |
| インターネット回線 | 式 | 3,240 | ※注1（1日あたりの金額） | |

備考
・料金は1利用区分（午前、午後、夜間の1区分）の料金とする。
※注1（1日あたり）とは1日を通して1利用区分のみの料金とする。
・平日、土日祝休日は同じ料金とする。

・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合があります。

オ 大会議室・会議室

| 部門 | 品名 | 単位 | 料金(円) | | 内容 |
|-----|---------------------|----|-------|-------|--------------------------|
| | | | 大会議室 | 会議室 | |
| 照明 | 特殊電源料(1KWにつき) | KW | 486 | | |
| | 持込器具(1KWにつき) | KW | 270 | | |
| 音響 | 拡声装置 | 式 | 3,240 | | |
| | ポータブルアンプ | 式 | | 1,620 | 有線マイク1本付属 |
| | レクチュア台 | 式 | | 2,160 | 固定マイク1本付属 (606~608専用) |
| | 録音卓 | 台 | | 1,620 | カセット、マイク2 (拡声なし) |
| | マイクロフォン(ワイヤレス) | 本 | 1,620 | 1,620 | |
| | マイクロフォン(有線) | 本 | 432 | 432 | レクチュア台専用 |
| | マイクスタンド(大型) | 台 | 216 | 216 | |
| | マイクスタンド(卓上型) | 台 | 216 | 216 | |
| | カセットデッキ | 台 | 1,512 | | |
| | C Dプレーヤー、C D-MDラジカセ | 台 | 1,512 | 1,512 | |
| 映像 | ビデオプロジェクター | 面 | 6,480 | | 100インチ(リアプロジェクター方式) |
| | A Vワゴン | 式 | | 5,400 | 37型T V、D V Dプレーヤー |
| | S-VHS、D V Dプレーヤー | 台 | 2,160 | | |
| | スクリーン(OHP含む) | 台 | 1,620 | 1,620 | W1800×H1800 |
| その他 | スライドテレビコンバーター | 台 | 3,780 | | |
| | 三折式パーテーション | 式 | 2,160 | 540 | 大会議室5枚一式、 会議室1枚料金 |
| | インターネット回線 | 式 | 3,240 | 3,240 | |
| 備考 | | | | | |

・料金は1日1回あたりの料金とする。
 ・平日、土日祝休日は同じ料金とする。
 ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合があります。
 ・利用当日のキャンセルは不可
 ・数に限りあり。
 ・マイクロフォンの利用には、拡声装置、ポータブルアンプまたはレクチュア台が必要。

カ 練習室

| 部門 | 品名 | 単位 | 料金(円) | 内容 |
|---|-----------------|----|-------|-----------------------------|
| 楽器 | フルコンサートピアノ(日本製) | 台 | 7,560 | カワイG S100、練習室1 |
| | セミコンサートピアノ(日本製) | 台 | 4,320 | カワイC A70N、練習室3 |
| 舞台 | 楽士椅子 | 脚 | 108 | ピアノ用、コントラバス用 |
| | 譜面台 | 台 | 108 | |
| 音響 | 移動型操作卓 | 台 | 4,320 | カセットデッキ、C D、 M D(練習室1のみ) |
| | マイクロフォン(有線) | 本 | 324 | (練習室1のみ) |
| | マイクスタンド(大型) | 台 | 216 | |
| | 移動型スピーカー | 台 | 2,160 | 2台セット(練習室1のみ) |
| 備考 | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・料金は1利用区分(午前、午後、夜間の1区分)の料金とする。 ・平日、土日祝休日は同じ料金とする。 ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合があります。 | | | | |

公告

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第4項第3号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則(平成2年福岡県規則第41号)の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)に掲載するほか、福岡県福祉労働部保護・援護課に備え置きます。

平成28年4月1日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

「生活福祉資金の貸付けについて」（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号厚生労働事務次官通知）が一部改正されたことを受けて、社会福祉法人福岡県社会福祉協議会への生活福祉資金貸付事業に対する補助金の交付条件としている貸付上限額及び延滞利子を改めたものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第3号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成28年3月29日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで理容師法施行細則（昭和34年福岡県規則第42号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部保健衛生課に備え置きます。

平成28年4月1日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

理容師法施行規則（平成10年厚生省令第4号）の一部改正に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成28年4月1日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで美容師法施行細則（昭和34年福岡県規則第43号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）

に掲載するほか、福岡県保健医療介護部保健衛生課に備え置きます。

平成28年4月1日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

美容師法施行規則（平成10年厚生省令第7号）の一部改正に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成28年4月1日

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成28年4月1日

福岡県知事 小川 洋

| 調査を行った者の名称 | 調査を行った期間 | 成果の名称 | 調査を行った地域 | 認証年月日 |
|------------|------------------|----------|----------|------------|
| 福岡市 | 平成26年度から平成27年度まで | 地籍図及び地籍簿 | 干隈六丁目 | 平成28年3月22日 |
| 飯塚市 | 平成14年度から平成27年度まで | 地籍図及び地籍簿 | 勢田の一部 | 平成28年3月4日 |
| 糸田町 | 平成21年度から平成27年度まで | 地籍図及び地籍簿 | 鼠ヶ池の一部 | 平成28年3月22日 |
| 赤村 | 平成22年度から平成24年度まで | 地籍図及び地籍簿 | 大字赤の一部 | 平成28年3月22日 |

公告

落札者等について次のとおり公示します。

平成28年4月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る特定役務の名称
福岡県庁舎行政棟清掃業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部財産活用課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
平成28年3月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
福岡総合ビル管理事業協同組合
 - (2) 住所
福岡市博多区博多駅前一丁目4番1号
- 5 落札金額
550,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成28年1月19日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年4月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑後市大字前津字井ノ角2475番2、2475番10から2475番12まで、2482番3、2482番4、2483番1、2490番、2495番1、2495番5、2496番及び2497番並びに八女市室岡字

- 志計783番1、783番9、783番11及び783番12
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区東光一丁目6番13号
福岡トヨペット株式会社
代表取締役 中尾 潤一

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年4月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成28年3月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
NPO法人学童保育クラブパワフルキッズ
 - (2) 代表者の氏名
坂田 菊恵
 - (3) 主たる事務所の所在地
京都郡菟田町幸町7番地128
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、共働きで家に帰っても大人がいない家庭の子供に対し、安全に、そして楽しく過ごせる場を提供する事業を行い、異年齢の子供たちの集団の中で個性を活かし、心豊かで元気な子供を育成することに寄与することを目的とする。とともに、親の働く権利と家族の生活を守ることを目的とする

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第

36条第3項の規定により公告する。

平成28年4月1日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市鹿部字永浦496番1

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

古賀市鹿部482番地

医療法人聖恵会

理事長 安松 聖高

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年4月1日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成28年3月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人K I H O N

(2) 代表者の氏名

渋谷 雄一

(3) 主たる事務所の所在地

八女市本1446番地2

(4) 定款に記載された目的

（旧）この法人は、障害児・者、高齢者等に対して、福祉の増進を図るための事業を行い、障害児・者、高齢者等の健全育成、社会参加、自立に寄与することを目的とする。

（新）この法人は、障害児・者、高齢者等に対して、福祉の増進を図るための事業を行い、障害児・者、高齢者等の健全育成、社会参加、自立に寄与することを目的とする。また、子どもの電話相談ボランティア、引きこもり者、生活困窮者の支援にも拡大し、大きな問題である貧困問題にも取り組んでいくものとする。

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成28年4月1日

福岡県知事 小川 洋

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

株式会社紘進

(2) 所在地

埼玉県吉川市大字中井45番地1

(3) 代表者

代表取締役 鈴木 泰二

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成28年3月8日

4 処分の理由

事業者が法第14条第5項第2号イで規定する法第7条第5項第4号ホに該当し、また、事業者の役員が法第14条第5項第2号イで規定する法第7条第5項第4号への規定に該当するに至ったため。

公告

福岡県立飯塚研究開発センター条例（平成4年福岡県条例第49号）第6条第2項の規定に基づき、福岡県立飯塚研究開発センターの利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成28年4月1日

福岡県知事 小川 洋

1 名称

福岡県立飯塚研究開発センター

2 位置

飯塚市川津680番地41

3 利用料金の承認年月日

平成28年3月22日

4 利用料金

(1) 研修会議室等

| 区 分 | 午前9時から正午まで | 午後1時から午後5時まで | 午後6時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで | 超過1時間ごと |
|--------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------|
| 多目的ホール | 9,870円 | 13,160円 | 9,870円 | 23,040円 | 23,040円 | 32,910円 | 3,290円 |
| 大研修室 | 6,580円 | 8,770円 | 6,580円 | 15,360円 | 15,360円 | 21,940円 | 2,190円 |
| 研修会議室 | 1時間につき1,090円 | | | | | | |

備考 この表に掲げる施設の附属設備等の額は、次のとおりとする。

| 品 名 | 単 位 | 金 額 |
|----------------|---------|--------|
| ビデオプロジェクターシステム | 1式（1時間） | 1,070円 |
| オーバーヘッドプロジェクター | 1台（1時間） | 410円 |

(2) 研究開発室等

| 種 別 | 単 位 | 金 額 |
|-------|----------------------------------|--------|
| 研究開発室 | 1室が50平方メートル以下の場合 1平方メートルにつき1月 | 2,190円 |
| | 1室が50平方メートルを超える場合 | 1,840円 |

| | | |
|-----|-----------------------------------|--------|
| | 1平方メートルにつき1月 | |
| 試作室 | 1室が50平方メートル以下の場合 1平方メートルにつき1月 | 2,190円 |
| | 1室が50平方メートルを超える場合 1平方メートルにつき1月 | 1,840円 |

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年4月1日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成28年3月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ふくつ子どもステーションすてっぷ

(2) 代表者の氏名

佐伯 美保

(3) 主たる事務所の所在地

福津市中央一丁目16番6-506号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、子どもの育ちや親の育ち、子どもに関わる人の育ちを支援するとともに、地域で支えあい育てあうための事業を行い、子どもにやさしいまちづくりを目指す。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第

10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年4月1日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日
平成28年3月22日
- 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人新国際空手古武道連盟

(2) 代表者の氏名

山本 芳正

(3) 主たる事務所の所在地

鞍手郡鞍手町大字室木821番地の4

(4) 定款に記載された目的

この法人は、国内外の青少年に対して、武道精神に基づいた空手道等の普及を行うとともに、地域交流や国際協力活動を推進することにより、心身の練磨を図り、社会教育の推進や青少年の健全育成に寄与する事を目的とする。

公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第42条第1項の規定に基づき、農業委員会ネットワーク機構を指定したので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成28年4月1日

福岡県知事 小川 洋

- 農業委員会ネットワーク機構の名称
一般社団法人福岡県農業会議
- 農業委員会ネットワーク機構の住所
福岡市中央区天神四丁目10番12号
- 農業委員会ネットワーク機構の事務所の所在地
福岡市中央区天神四丁目10番12号

教育委員会

福岡県教育委員会告示第11号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の規定による技能教育のための施設の指定を平成28年3月31日付けで解除したので、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第3項の規定により次のように告示する。

平成28年4月1日

福岡県教育委員会

| 名称 | 所在地 |
|---------|-------------------------|
| 高宮学院高等部 | 福岡市南区野間一丁目11番25号新松崎ビル2階 |

公安委員会

福岡県公安委員会告示第77号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

平成28年4月1日

福岡県公安委員会

- 講習の区分
法第2条第1項第1号に係る警備業務
- 講習の種別、期日、時間及び場所
 - 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

| 講習期日 | 講習時間 | 講習場所 |
|---------------------------------|---|---------------------------------|
| 平成28年5月19日(木) から同年5月27日(金) までの間 | 午前9時30分から午後5時30分まで（3日目から6日目までの講習については、午後4時35分まで、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。） | 北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター |

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

(2) 追加取得講習

| 講習期日 | 講習時間 | 講習場所 |
|---------------------------------|---|---------------------------------|
| 平成28年5月24日(火) から同年5月27日(金) までの間 | 午前9時30分から午後4時35分まで（初日の講習は、午前10時25分から開始し、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。） | 北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター |

3 受講定員

(1) 新規取得講習

42名

(2) 追加取得講習

6名

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という

。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、前記4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

5 受講申込手続等

(1) 受付期間

平成28年4月18日（月）から同年4月20日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号

福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通

※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 前記4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

a アに該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書

b イに該当する者

合格証明書（1級）の写し

c ウに該当する者

合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

d エに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

e オに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) 前記5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

47,000円

イ 追加取得講習

23,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であつても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。

(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育セン

ター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

福岡県公安委員会告示第78号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成28年4月1日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

- (1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級
- (2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

- (1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

| 実施日 | 実施時間 | 実施場所 |
|--------------|----------------------|-------------------------------------|
| 平成28年7月5日（火） | 午前9時00分から午後6時00分までの間 | 北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター |

- (2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

| 実施日 | 実施時間 | 実施場所 |
|--------------|----------------------|-------------------------------------|
| 平成28年7月6日（水） | 午前9時00分から午後6時00分までの間 | 北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター |

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

- (1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

- (2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

- (1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 核燃料物質等危険物に関すること。

(エ) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(オ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。

(カ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。

(ウ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 2 級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 核燃料物質等危険物に関すること。

(エ) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(オ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 受付期間

平成28年5月30日(月)から同年6月1日(水)までの午前9時00分から午後5時00分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)

(2) 受検申請手続期間

事前(電話)申込日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)

(3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

(4) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 検定申請書(検定規則別記様式第1号)1通

(イ) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面(住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等)

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面(営業所所属証明書等)

(5) 検定手数料

16,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前(電話)受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話(093(381)2627)に電話して事前申込み(1電話につき1名)を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前(電話)申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み(郵送等)は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間(2日

間)内に受検申請手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状(本人が署名したものに限り)を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格(90パーセント以上の成績を合格とする。)した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装(靴)を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)、福岡県警察本部生活保安課警備係(電話092(641)4141内線3173、3174)又は福岡県警察警備員教育センター(電話093(381)2627)に対して行うこと。
- (3) 検定申請書(検定規則別記様式第1号)については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる(同申請書には押印が必要)。
- (4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ(URL:<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikai.html>)で確認することができる。

福岡県公安委員会告示第85号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第17条第2項の規定により告示する。

平成28年4月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

- (1) 講習会の日時

平成28年5月31日(火) 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

北九州市小倉北区大門一丁目6番19号 小倉北警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

| 時 間 | 科 目 |
|------------------|--|
| 午前10時00分～午後3時30分 | 猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い |
| 午後3時30分～午後4時30分 | 講習結果に対する考査 |
| 午後4時30分～午後5時00分 | 考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付) |

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真(申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの)を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具(ボールペン)、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第86号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第17条第2項の規定により

告示する。

平成28年4月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

| 日 時 | 場 所 | 開催警察署 |
|----------------------------------|----------------------------------|--------|
| 平成28年5月10日（火） 午後1時30分～午後4時30分 | 福岡市早良区百道1丁目5番15号 早良警察署 会議室 | 早良警察署 |
| 平成28年5月11日（水） 午後1時30分～午後4時30分 | 田川郡川崎町大字田原772番地の1 川崎町勤労青少年ホーム | 田川警察署 |
| 平成28年5月13日（金） 午後1時30分～午後4時30分 | 久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署 会議室 | 久留米警察署 |
| 平成28年5月17日（火） 午後1時30分～午後4時30分 | 北九州市八幡西区光明1丁目6番6号 折尾警察署 会議室 | 折尾警察署 |

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第87号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する

。

平成28年4月1日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

| 日 時 | 場 所 | 射撃方法 | 受講可能人員 |
|----------------------------------|-----------------------------------|--------|--------|
| 平成28年6月2日（木） 午前9時00分～午後5時00分 | 筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場 | トラップ射撃 | 各日18名 |
| 平成28年6月9日（木） 午前9時00分～午後5時00分 | | | |
| 平成28年6月16日（木） 午前9時00分～午後5時00分 | | | |

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

| 日 時 | 場 所 | 射撃方法 | 受講可能人員 |
|---------------------------------|-----------------------------------|---------------|--------|
| 平成28年6月2日（木） 午前9時00分～午後5時00分 | 筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場 | 大口徑 ライフル射撃 | 15名 |

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、

各々別の日に受講すること。

- (8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第88号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の14第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会（年少射撃資格講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第29条第1項の規定により告示する。

平成28年4月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

- (1) 講習会の日時
平成28年5月5日（木）午前10時00分から午後5時00分までの間
- (2) 講習会の場所
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県警察本部4階生活安全部会議室
- (3) 受講対象者
福岡県内に住所を有する者で年少射撃資格の認定を受けようとするもの

2 講習の時間及び科目

| 時 間 | 科 目 |
|------------------|--------------------------------|
| 午前10時00分～午後3時30分 | 空気銃の所持に関する法令 空気銃の使用の方法 |
| 午後3時30分～午後4時30分 | 講習結果に対する考査 |
| 午後4時30分～午後5時00分 | 考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付) |

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、年少射撃資格講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、

横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料9,700円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「空気銃・空気けん銃取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第89号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年福岡県条例第30号）第4条第1項第4号の規定に基づき、同号の日及び地域を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年4月1日

福岡県公安委員会

| 指 定 す る 日 及 び 地 域 | |
|-------------------------|----------|
| 平成28年5月4日 ～ 平成28年5月5日 | 福岡市の全地域 |
| 平成28年7月2日 ～ 平成28年7月16日 | |
| 平成28年7月16日 ～ 平成28年7月18日 | 北九州市の全地域 |
| 平成28年7月23日 ～ 平成28年7月25日 | |
| 平成28年8月7日 ～ 平成28年8月8日 | 久留米市の全地域 |
| 平成28年8月4日 ～ 平成28年8月6日 | |

福岡県公安委員会告示第90号

福岡県風俗案内業の規制に関する条例（平成24年福岡県条例第69号）第12条第1号ニの規定に基づき、同号ニの日及び地域を次のとおり指定したので告示する。

平成28年4月1日

福岡県公安委員会

指 定 す る 日 及 び 地 域

| | |
|-------------------------|----------|
| 平成28年5月4日 ~ 平成28年5月5日 | 福岡市の全地域 |
| 平成28年7月2日 ~ 平成28年7月16日 | |
| 平成28年7月16日 ~ 平成28年7月18日 | 北九州市の全地域 |
| 平成28年7月23日 ~ 平成28年7月25日 | |
| 平成28年8月7日 ~ 平成28年8月8日 | |
| 平成28年8月4日 ~ 平成28年8月6日 | 久留米市の全地域 |